

## ゆかぜ保育園病後児保育室

### 利用同意書（兼）確認書

病後児保育室では、通常の外来で治療可能な病気（入院を必要としない病気）にかかられた概ね1歳～6歳までの病気の回復期にあたるお子様を、かかりつけ医の指示に従って看護師が保育（安静療養）を行います。ご利用にあたり下記の内容のご確認をよろしくお願いいたします。

#### 《病後児保育室ご利用にあたっての確認事項》

- 1 当病後児保育室では、注射・点滴などの医療処置はいたしません。ただし、与薬（お薬の投与）は、医師からの指示（連絡票もしくは診断書に記載）がある場合、看護師にて行います。
- 2 急変時や保育中に病状が悪化し、保育の継続が困難になった時には、保護者様へご連絡をいたします。その場合、予定時間前でもお迎えをお願いします。
- 3 ご利用時間中は、必ず連絡が取れるようにお願いします。もし、緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じた場合、当病後児保育室では責任を負いかねます。
- 4 延長保育はありませんので、必ず時間内にお迎えをお願いします。お迎え予定時間より遅れる場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
- 5 連絡票（もしくは診断書）の有効期間は、病院受診をした日から土日祝日を含む7日間です。7日間を超えて病後児保育室をご利用する場合は、再度連絡票（もしくは診断書）の提出と、病後児保育室利用申込書の記載が必要となります。

※ゆかぜ保育園、ゆかぜ第二園の園児は、利用料は頂きません。

#### 《与薬に関して》

- 1 医師からの処方薬のみ薬をお預かりします。その他の薬（市販薬など）については、お預かりすることは出来ません。
- 2 お薬の処方の変更や追加が発生する場合は、再び医師の連絡票または診断書の提出が必要となります。
- 3 処方薬の与薬がある場合、「与薬依頼書」の記載と、薬剤情報提供書（お薬の説明書）、もしくはお薬手帳の提出をお願いします。（コピー後、返却いたします）

上記内容を確認し、同意・ご承諾の上、署名をお願いいたします。

年 月 日

保護者サイン

児童氏名

\*2023.3月 更新